

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

死亡保険金の受取りと所得税の課税

Q：私はこの度、夫の死亡により5,000万円の死亡保険金を受け取りました。この死亡保険金は所得税が課税されますか。また、私は以前から所得がなく、夫の配偶者控除、配偶者特別控除の対象者になっていましたが、この所得控除はどうなりますか。

A：死亡保険金は相続税の対象となるため、所得税はかかってきません。

奥さんには所得がないことから、今までどおり、配偶者控除等の所得控除を受けることができます。

【解説】

被相続人の死亡により相続人その他の人が生命保険契約の保険金を取得した場合においては、その保険金のうち被相続人が負担した保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの金額に対する割合に相当する部分については、その取得をした人が、その死亡保険金を相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税の対象となります。

よって、死亡保険金は相続税の対象になります。相続税の課税対象となった死亡保険金は所得税の課税対象にはなりませんので、所得税がもう一度課税されることはありません。

よって、ご主人の準確定申告（相続開始を知った日の翌日から4カ月を経過した日の前日までに提出する死亡した人の確定申告）の控除対象配偶者として今までどおり所得控除を受けることができます。

